

生駒市条例第2号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

- (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）第5条第2項ただし書
- (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第11号）第5条ただし書
- (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）第2条第5項ただし書
- (4) 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条例第16号）第6条ただし書

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2

項、改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第5条、改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第5項及び改正後の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。